

## ふるさと寄附金のご案内

# 郷土えりも応援寄附金

ふるさと寄附金とは、生まれ育ったまちや愛着のある地域に寄附をすると、税金が軽減される制度です。応援したいと思う市区町村や都道府県に対する寄附金額のうち、2千円を超える部分が今お住まいの市区町村に納める住民税から減額されるしくみになっています。（寄附する市区町村等は自由に選択できます。所得税にも控除制度があります。）

えりも町は、豊かな海と大地の恵みを支えに発展してきました。今後も、その大自然と共生しながら産業を伸ばし、活力あふれる郷土づくりに取り組んでいきます。納税者の皆様には、こうした考えにご賛同をいただき「ふるさと寄附金」のかたちでまちづくりをご支援くださいますようお願いいたします。

郷土への寄附



ふるさとを応援する方々

住民税減額



今お住まいの市町村

制度のイメージ

### 寄附の手続きと税の減額までの流れ

1, 3, 5の手続きは寄附をされる方をお願いします。

#### 1 事前連絡

寄附をされる方は、電話やファックス、Eメールなどで町に寄附の意向をお伝えください。

#### 2 振込用紙の送付

町から振込用紙(ゆうちょ銀行専用)を送付します。

#### 3 寄附金の納付

振込用紙により寄附金を納付します。

#### 4 領収書の送付

寄附金の入金を確認後、町から領収書を送付します。  
※領収書は確定申告の際に必要ですので、大切に保管ください。

#### 5 確定申告

寄附金控除を受けるために確定申告を行います

#### 6 所得税の還付

寄附をした年分の所得税が還付又は減額されます。

#### 7 住民税の減額

寄附をした年の翌年度の住民税が減額されます。

<お問合せ> えりも町役場 総務課財政係 住所 〒058-0292 えりも町字本町 206

電話:01466-2-2111 ファックス:01466-2-3367 メールアドレス:erimo@sage.ocn.ne.jp



## Q & A

①控除対象者は？

個人住民税を納税されている方が対象です。

②控除対象となる地方公共団体の範囲は？

すべての都道府県、市区町村が対象です。

寄付先は、お住まいの地域や出身地などに関係なく、自由に選択できます。

③控除方式は？

寄付した翌年度の個人住民税から「税額控除方式」で控除を受けることができます。ただし、控除を受けるためには、確定申告又はお住まいの市区町村への申告手続きが必要です。

④いくら寄付すれば個人住民税の控除を受けることができるの？

適用下限額は2,000円です。たとえば、3,000円寄付すると1,000円相当の控除を受けることができます。

⑤控除される額に上限はあるの？

あります。